

2015年11月27日

日本臨床検査医学会  
臨床検査専門医 各位

一般社団法人 日本臨床検査医学会  
理事長 村田 満  
総務理事（専門医機構領域委員代表）山田 俊幸

新専門医制度においてプログラム作成を検討されている方へ（その3）  
臨床検査領域「専門研修プログラム」申請のお願い

学会 HP、新専門医制度について→「新しい研修について」に、以下を掲載し、かつ、このメールに添付し配信いたしますので、プログラムと申請書の作成作業を進めていただき、締め切りまでに提出してください。

なお、以下の【機構資料】は、全領域に向けたものですので、当領域の事情などについては、前回のお知らせ、「新専門医制度においてプログラム作成を検討されている方へ、その2」をご参照ください。

- 臨床検査専門医「専門研修プログラム」申請案内
- 専門研修プログラム申請書Aと専門研修プログラム申請書B（連携施設概要）
- 【機構資料】専門研修プログラム作成における注意点について

この案内では、若干の補足説明を加えます。

#### 1. 審査の流れ

今回の審査は「一次審査」で、学会内で組織されている機構研修委員会が行います。ここで承認されましたら、機構による「二次審査」が行われます。一旦「一次審査」で承認されても「二次審査」の結果によっては、修正を求められる可能性があることを承知ください。

#### 2. プログラムの作成

研修プログラム整備基準に準じ、臨床検査専門研修カリキュラムの内容を満たすことが基本になります。モデルプログラムを参考に作成いただきますが、これはあくまで参考であり、現実的に実行可能な形として作成してください。

### 3. 基幹施設の役割

連携群としてのプログラムと申請書類の全てをとりまとめ、申請してください。  
連携施設に対し、書類作成の依頼と指導をお願いします。

### 4. 連携施設の役割

専門研修プログラム申請書B（連携施設概要）と付随する別紙を基幹施設に提出してください。

### 5. 連携施設における専攻医の処遇について

常勤（有給）で基幹施設に雇用されている専攻医が連携施設に出向する場合は、専攻医が無給にならないような配慮が必要になります。基本的には短期間でも連携施設で雇用されることが望まれます。そのため、連携を組む際には、連携施設の指導責任者に、その施設でどのような形であれ、雇用が可能か施設で確認してもらってください。見学程度（連携には含めない）の出向は、雇用元である基幹施設も大目に見ると思われそうですが、数か月に及ぶ出向に手当するのは難しいと予想されます。もし、連携施設での専攻医の雇用が不可能である場合は、基幹施設で大学院生や研究生として研修している専攻医の受け入れとしてはどうかを確認いただき、そのことをプログラムに記載することになります。

### 6. 提出する形態

審査を円滑に行うため、「デジタルファイル」で、E-mail : [pg@jslm.org](mailto:pg@jslm.org) 宛てに、添付で提出してください

申請書の一部に手書きで記入された場合は、可能でしたらスキャナで取り込みデジタル化して提出してください。

### 7. 締め切り

提出後に修正などのやり取りで時間がかかることが予想されます。

2016年2月29日を最終締め切りとしますが、可能な限り1月中の提出を心がけてください。領域研修員会では、1月下旬に集中審査を行い、承認されたものについて、「二次審査」にまわす予定です。